

証券コード 3484

2026年5月29日

(電子提供措置の開始日 2026年5月23日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目1番6号
株式会社イノベーションホールディングス
代表取締役社長 原 康 雄

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.ihd.co.jp/ir/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イノベーションホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「3484」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月16日（火曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申しあげます。（3ページから4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」を併せてご参照ください。)

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月17日(水曜日)午前10時(開場:午前9時30分)
2. 場 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号
NEWoMan Shinjuku 5階「LUMINE 0 (ルミネゼロ)」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項

1. 第20期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権の行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、②連結計算書類の「連結注記表」、③計算書類の「個別注記表」なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ◎今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、下記の当社ウェブサイト内においてお知らせいたします。(アドレス <https://www.ihd.co.jp/>)
 - ◎株主総会へご来場された株主様へのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。


【ご案内】事業戦略説明会のお知らせ

本総会終了後、当社グループの事業戦略等について一層のご理解を深めていただきたく、同会場にて株主様に向けた「事業戦略説明会」を開催いたします。お時間の許す株主様は引き続きご参加下さいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年6月17日(水曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)




書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2026年6月16日(火曜日)
午後6時00分到着分まで



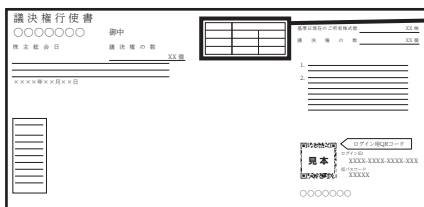
インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月16日(火曜日)
午後6時00分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

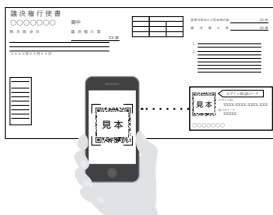
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

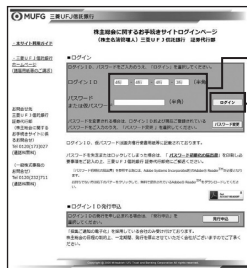
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・
仮パスワード」
を入力
「ログイン」
をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策の効果もあり、雇用情勢には改善傾向が、個人消費には持ち直しの動きがみられる一方、企業収益は米国の関税政策の影響による停滞傾向も見られました。先行きについては、米国の政策動向や中東情勢の影響が懸念されるなかで、物価上昇や金融資本市場の変動リスクもあり、不透明な状況にあります。

当社グループを取り巻く環境について、外食業界においては、円安に後押しされたインバウンドの影響、価格改定による単価上昇及び限定商品・キャンペーン等による需要の高まりによって都市部や観光地を中心に売上高が伸長した一方で、利益面は原材料と光熱費の高騰に加え、人手不足の常態化と国内消費者の節約志向もあり、厳しさの残る状況となりました。東京主要地域の不動産市況については、人流が豊富な都心部やターミナル駅を中心に、優良区画の空室減少と賃料の上昇傾向が確認できる一方で、駅外周部や郊外沿線の店舗物件については、出店需要に弱さが残る状況となりました。

このような環境のなかで、当社グループの主要事業である店舗転貸借事業においては、旺盛な個人・小規模飲食事業者の出店需要に対応した「好立地」「小規模」「居抜き」店舗物件の積極的な仕入れと共に、非飲食店舗（クリニック、ジム等）が入居する好立地の空中階（ビルの3階以上）の取り扱いを本格化しました。また、事業拡大に対応し、物件管理担当の積極的な採用を行いました。不動産売買事業においては、都心6区の事業用不動産を重点開拓しつつ、営業の増員と既存社員の戦力化を行いました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高20,012,419千円（前期比20.1%増）、営業利益2,041,322千円（同50.5%増）、経常利益2,264,069千円（同58.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,355,805千円（同31.7%増）となりました。

セグメントごとの状況は、次のとおりであります。

店舗転貸借事業においては、当連結会計年度における新規契約件数及び後継付け件数（閉店した店舗に対し新規出店者と転貸借契約を締結したものの）の転貸借契約件数の合計は607件（前期比24.4%増）となりました。また、当連結会計年度末における転貸借物件数は前連結会計年度末より315件純増し、合計3,021件となりました。この結果、店舗転貸借事業の当連結会計年度の業績は、売上高17,803,265千円（前期比17.4%増）、セグメント利益1,548,480千円（同26.9%増）となりました。

なお、株式会社セーフティーノベーションが営む店舗家賃保証事業の収益は、店舗転貸借事業のセグメント収益に含んでおります。

不動産売買事業では、当連結会計年度においては、都心の事業用不動産においては値上がり傾向も見られるなかで7物件を売却、6物件を取得し、当連結会計年度末における保有物件数は3件となりました。大型かつ高収益な物件売却等が複数あったことにより、不動産売買事業の当連結会計年度の業績は、売上高2,209,154千円（前期比47.6%増）、セグメント利益492,841千円（同261.4%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は648,850千円で、その主なものは賃貸用不動産の土地と建物の取得であります。

③ 資金調達の状況

当社グループは、不動産売買事業における販売用不動産及び店舗転貸借事業における賃貸用不動産の取得に必要な資金の一部を、金融機関からの借入により調達しております。この結果、当連結会計年度末の借入金の残高は、547,800千円となりました。

(2) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2023年3月期)	第 18 期 (2024年3月期)	第 19 期 (2025年3月期)	第 20 期 (当連結会計年度 (2026年3月期))
売 上 高(百万円)	13,070	14,263	16,659	20,012
経 常 利 益(百万円)	1,266	1,011	1,431	2,264
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	885	666	1,029	1,355
1株当たり当期純利益 (円)	50.33	39.62	61.35	80.81
総 資 産(百万円)	12,882	13,697	15,652	18,664
純 資 産(百万円)	3,195	3,324	4,016	4,963
1株当たり純資産 (円)	187.69	197.73	239.08	293.96

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2023年3月期)	第 18 期 (2024年3月期)	第 19 期 (2025年3月期)	第 20 期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高(百万円)	13,026	14,207	8,658	1,375
経 常 利 益(百万円)	1,238	983	721	443
当 期 純 利 益(百万円)	867	647	531	333
1株当たり当期純利益 (円)	49.27	38.53	31.70	19.90
総 資 産(百万円)	12,854	13,651	3,932	3,791
純 資 産(百万円)	3,176	3,282	3,478	3,388
1株当たり純資産 (円)	186.60	195.54	207.24	201.40

(注) 当社は、2024年10月1日付で持株会社体制に移行しております。これにより第19期以降の財産及び損益の状況は、第18期以前と比較して大きく変動しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
株式会社クロップス	255百万円	59.74%	役員の兼任

(注) 1. 親会社である株式会社クロップスとの各取引に当たっては、取引自体の合理性及び取引条件の妥当性を慎重に確認のうえ、取締役会の承認を得るものとしております。

2. 親会社と当社との間には、事業活動を行う上での承認事項等、当社の重要な財務及び事業の方針に関する特段の制約はありません。当社は当社独自の経営判断で事業活動や経営上の決定を行っており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	事業内容
株式会社テンポイノベーション	100百万円	100.00%	店舗転貸借事業
株式会社アセットイノベーション	100百万円	95.00%	不動産売買事業
株式会社セーフティイノベーション	100百万円	100.00%	店舗家賃保証事業

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「貢献創造～挑戦と進化～」の企業理念のもと、東京を中心とした地域において主に飲食店向け店舗物件の転貸借を行う店舗転貸借事業（及び店舗家賃保証事業）を展開し、当事業において転貸借物件数の増加を最重要事項と位置づけております。

また、不動産売買事業については、取引先における不動産売買のニーズに応えると共に、転貸借物件の主要な情報仕入先である不動産業者とのリレーションシップを強化することを意図し、店舗物件の仕入販売を行っております。

国内では米国の政策動向の影響や、中東情勢の先行きが懸念されるなかで、海外景気の下振れ、物価上昇、金融資本市場の変動等のリスクもあり、先行きは不透明な状況にあります。原材料・光熱費の高騰、深刻な人手不足への対応として、好立地でありながら固定費を抑制できる小規模な居抜き物件が人気化していることから、分業化による効率性・専門性の向上を進めつつ、このような市場性の高い店舗物件の仕入れに注力する方針であります。また、引き続き空中階及び非飲食店舗物件の取り組みにも積極的に対応すると共に、賃貸、ビルメンテナンス、仲介を通じて不動産業者の課題解決に寄与し、業界における存在感を向上させることで、転貸借物件数の更なる積み上げを図ってまいります。

① 優良物件の確保

当社グループが安定的かつ着実な事業拡大を図るうえでは、徹底して優良な店舗物件にこだわり、転貸借物件を増加させていくことが重要であると考えております。そのため、各地域の不動産業者・自社WEBサ

イト「店舗買取り.com」等により物件情報を収集し、日々調査・検討を行っておりますが、さらに情報入手先の多様化・関係性の強化に努め、店舗経営者のニーズを踏まえた優良物件の確保を進めてまいります。

②人材の採用・教育の強化

当社グループの事業は人的資源に大きく依存するビジネスモデルとなっており、当社グループの安定的かつ継続的成長には、店舗物件、飲食業界、街、飲食設備、法務といった専門知識及びノウハウを身に付けた優秀な人材を継続して確保・育成することが重要だと考えております。人材採用においては、シニアクラスの営業を責任者とする専門部署を設置し採用に注力しております。また当社グループにおいて必要となるスキルやノウハウの習得、育成については、eラーニングを活用した教育プログラムにより、効率的・効果的に当社グループの成長を支える社員

③当社グループ及び店舗転貸借事業の認知度向上

当社グループ及び店舗転貸借事業については、一般的な認知度は低く、また、転貸借契約については、ネガティブなイメージを持たれることもあり、今後も継続的な成長を図るためには認知度を向上させ、本事業の魅力及び利点を訴求していく必要があると認識しております。そのため、WEBサイトでの情報発信、広告宣伝活動及びIR活動等を通じた積極的な情報開示に努めてまいります。

④コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループの継続的な発展を実現させるためには、コーポレート・ガバナンス機能の強化は重要な課題であると認識しております。そのため、コンプライアンスを重視した企業経営を推進し、また業務運営の効率化やリスク管理の徹底など内部管理体制のさらなる強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
店舗転貸借事業	東京を中心に飲食店等の店舗物件に特化した店舗転貸借事業を展開しております。
不動産売買事業	取引先における不動産売買のニーズに応えつつ、不動産業者とのリレーションシップを強化すべく、飲食店向けの店舗物件等の仕入販売を行う不動産売買事業を行っております。

(注) 株式会社セーフティーイノベーションが営む店舗家賃保証事業は、店舗転貸借事業に含んでおります。

(6) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

名	称	所 在 地
本	社	東京都新宿区

② 子会社

会 社 名	名 称	所 在 地
株式会社 テンポイノベーション	本 社	東京都新宿区
株式会社 アセットイノベーション	本 社	東京都新宿区
株式会社 セーフティーイノベーション	本 社	東京都新宿区

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
店 舗 転 貸 借 事 業	144名	43名増
不 動 産 売 買 事 業	8名	3名増
全 社 (共 通)	44名	6名増
合 計	196名	52名増

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2. 「全社(共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 使用人数が前連結会計年度末と比べて52名増加しましたのは、事業拡大を目的とした人員増加策を実施したためであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
44名	6名増	38.1歳	5.2年

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて6名増加しましたのは、事業拡大を目的とした人員増加策を実施したためであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	375百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	172百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 64,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,674,400株 (自己株式863,860株を含む)
- (3) 株主数 12,788名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 ク ロ ッ プ ス	10,040,400	59.72
UNION BANCAIRE PRIVEE	784,000	4.66
志 村 洋 平	254,000	1.51
原 康 雄	100,000	0.59
イノベーションホールディングス 従 業 員 持 株 会	89,000	0.52
日本マスタートラスト信託銀行 株 式 会 社 (信 託 口)	53,200	0.31
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	40,295	0.23
守 山 雄 順	37,500	0.22
近 藤 裕 二	34,400	0.20
間 宮 健 太 郎	33,800	0.20

- (注) 1. 上位10名の株主を記載しております。
2. 当社は自己株式を863,860株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権の状況
当社は、2023年11月20日開催の取締役会決議に基づき、第三者割当によ

る新株予約権を発行しております。

第3回新株予約権（行使価額修正条項及び停止要請条項付）

新株予約権の総数	9,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 900,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき262円
新株予約権の払込期日	2023年12月6日
新株予約権の行使価額	当初行使価額 1,198円 行使価額は、本新株予約権の発行要項に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」）の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる）に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。
新株予約権の行使期間	自 2023年12月7日 至 2026年12月7日
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡する際には、当社取締役会の承認を要する。
当事業年度の行使状況	行使された新株予約権の数：368個 目的となる株式数：36,800株 行使に際して出資された財産の価額：45,194,450円 当事業年度末時点で未行使の新株予約権の数：8,632個

(注) 2025年11月18日公表の「自己株式を活用した第三者割当による第3回新株予約権（行使価額修正条項及び停止要請条項付）の行使制限期間の延長に関するお知らせ」にて記載のとおり、行使可能株価に基づく行使制限期間につきまして、当初2025年12月5日から、2026年6月5日へ延長しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	原 康 雄	
専務取締役	志 村 洋 平	経営管理本部管掌 兼 経営管理 本部長 株式会社セーフティーイノベー ション取締役 株式会社アセットイノベーション 取締役 株式会社テンポイノベーション 取締役
常務取締役	東 城 学 将	株式会社セーフティーイノベー ション代表取締役
取 締 役	北 澤 学	株式会社アセットイノベーション 代表取締役
取 締 役	近 藤 裕 二	株式会社テンポイノベーション 代表取締役
取 締 役	前 田 有 幾	株式会社クロップス 代表取締役 社長執行役員
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	川 原 誠	株式会社アセットイノベーション 取締役
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	青 山 理 恵	毛塚会計事務所 所長 公認会計士・税理士
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	玉 伊 吹	フジフーズ株式会社 監査役 弁護士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）川原誠氏、取締役（監査等委員）青山理恵氏及び取締役（監査等委員）玉伊吹氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）青山理恵氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、社外取締役川原誠氏、青山理恵氏及び玉伊吹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員である取締役）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

- ①社外取締役としての任務を怠ったことによって生じた損害賠償責任については、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任を負担するとしております。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限るとしております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会において決議しており、その内容は次のとおりです。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会にて審議の上、承認可決された原案を基に、業績や他社の水準等も踏まえて必要な検討がなされており、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると判断しております。

・基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上に資する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬（賞与）により構成し、監査機能を担う非常勤取締役および社外取締役ならびに監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしま

す。

- 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、指名・報酬委員会にて審議の上、承認可決された原案を基に、役位、職責、当社の業績、前事業年度の当期純利益等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。また、業務執行取締役に対して業績連動報酬（賞与）を支給する場合には、業績指標を反映した報酬額とし、株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内において取締役会にて決定するものとします。

- 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については株主総会で決議された報酬等の限度額の範囲内において、指名・報酬委員会にて審議の上、取締役会の決議により決定するものとします。また、監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、監査等委員の協議により決定するものとします。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等 (注2)	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	269 (—)	269 (—)	— (—)	— (—)	6 (—)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	13 (13)	13 (13)	— (—)	— (—)	3 (3)
合 計 （うち社外役員）	282 (13)	282 (13)	— (—)	— (—)	9 (3)

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 業績連動報酬（賞与）につきましては、支給基準等の詳細は未決定であり、当事業年度において支給はありません。
- 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月17日開催の第13期定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし使用人分給与を含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、6名です。
- 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月17日開催の第13期定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名（うち社外取締役は3名）です。
- 合計欄は実際の支給人数を記載しております。

③ 当事業年度において支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

④ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた
役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 社外取締役（監査等委員）青山理恵氏は、毛塚会計事務所の所長であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。
 - ・ 社外取締役（監査等委員）玉伊吹氏は、フジフーズ株式会社の監査役であります。当社と兼職先の間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
<p>社外取締役（監査等委員） 川原 誠</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>事業会社にて培った豊富な経験と経営者としての深い知見から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社の経営基盤の強化と企業価値向上の観点等から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、監査等委員会において、同様の見地から適宜必要な発言を行っております。</p>
<p>社外取締役（監査等委員） 青山 理恵</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に財務・会計等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査等について、適宜、必要な発言を行っております。</p>
<p>社外取締役（監査等委員） 玉 伊吹</p>	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また、監査等委員会13回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業活動の適正性等について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について、適宜、必要な発言を行っております。</p>

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	8,633,462	【流動負債】	3,990,270
現金及び預金	5,790,921	1年以内返済予定の長期借入金	18,600
売掛金	23,232	未払法人税等	806,598
販売用不動産	755,460	賞与引当金	103,356
前払費用	1,462,738	前受収益	1,883,927
その他	601,109	その他	1,177,788
【固定資産】	10,030,719	【固定負債】	9,710,464
(有形固定資産)	1,027,194	長期借入金	529,200
建物（純額）	423,877	資産除去債務	71,864
土地	583,748	退職給付に係る負債	71,000
その他	19,569	繰延税金負債	4,388
(無形固定資産)	33,499	預り保証金	8,330,294
(投資その他の資産)	8,970,025	その他	703,717
繰延税金資産	617,195	負 債 合 計	13,700,735
差入保証金	8,070,805	純 資 産 の 部	
その他	282,024	【株主資本】	4,941,747
		資本金	308,394
		資本剰余金	541,134
		利益剰余金	5,127,013
		自己株式	△1,034,795
		【新株予約権】	2,261
		【非支配株主持分】	19,437
		純 資 産 合 計	4,963,446
資 産 合 計	18,664,181	負 債 純 資 産 合 計	18,664,181

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,012,419
売 上 原 価		15,351,556
売 上 総 利 益		4,660,863
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,619,540
営 業 利 益		2,041,322
営 業 外 収 益		
違 約 金 収 入	48,625	
受 取 補 償 金	391,707	
そ の 他	25,015	465,348
営 業 外 費 用		
支 払 補 償 費	233,032	
そ の 他	9,568	242,601
経 常 利 益		2,264,069
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,653	1,653
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,262,416
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	998,104	
法 人 税 等 調 整 額	△106,989	891,115
当 期 純 利 益		1,371,300
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		15,495
親 會 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		1,355,805

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	308,394	539,930	4,240,873	△1,078,880	4,010,317
当期変動額					
剰余金の配当			△469,664		△469,664
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,355,805		1,355,805
新株予約権の行使		1,204		44,086	45,290
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	1,204	886,140	44,084	931,429
当期末残高	308,394	541,134	5,127,013	△1,034,795	4,941,747

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	2,358	3,942	4,016,617
当期変動額			
剰余金の配当			△469,664
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,355,805
新株予約権の行使			45,290
自己株式の取得			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△96	15,495	15,398
当期変動額合計	△96	15,495	946,828
当期末残高	2,261	19,437	4,963,446

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	2,328,601	【流動負債】	205,634
現金及び預金	1,842,150	未払金	147,811
未収入金	160,441	未払費用	8,440
貯蔵品	647	未払法人税等	3,652
前払費用	36,958	預り金	11,666
その他	288,401	賞与引当金	18,096
【固定資産】	1,462,984	その他	15,967
(有形固定資産)	31,852	【固定負債】	197,888
建物（純額）	16,273	長期借入金	172,000
工具、器具及び備品（純額）	8,129	退職給付引当金	21,500
建設仮勘定	7,450	繰延税金負債	4,388
(無形固定資産)	5,300	負債合計	403,523
ソフトウェア	5,300	純資産の部	
(投資その他の資産)	1,425,831	【株主資本】	3,385,800
関係会社株式	295,000	資本金	308,394
関係会社長期貸付金	1,000,000	資本剰余金	541,134
差入保証金	122,011	資本準備金	539,930
その他	8,820	その他資本剰余金	1,204
		利益剰余金	3,571,067
		利益準備金	6,960
		その他利益剰余金	3,564,107
		繰越利益剰余金	3,564,107
		自己株式	△1,034,795
		【新株予約権】	2,261
		純資産合計	3,388,061
資産合計	3,791,585	負債純資産合計	3,791,585

損 益 計 算 書

(2025年 4 月 1 日から
2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,375,823
売 上 原 価		949
売 上 総 利 益		1,374,873
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		943,597
営 業 利 益		431,276
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	20,712	
そ の 他	88	20,800
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,736	
為 替 差 損	3,650	
上 場 関 連 費 用	3,000	
そ の 他	70	8,458
経 常 利 益		443,619
税 引 前 当 期 純 利 益		443,619
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	530	
法 人 税 等 調 整 額	109,225	109,755
当 期 純 利 益		333,863

株主資本等変動計算書

(2025年 4 月 1 日から)
(2026年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	308,394	539,930	-	539,930	6,960	3,699,908
当期変動額						
剰余金の配当						△469,664
当期純利益						333,863
新株予約権の行使			1,204	1,204		
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	1,204	1,204	-	△135,801
当期末残高	308,394	539,930	1,204	541,134	6,960	3,564,107

	株 主 資 本			新株予約権	純資産 合 計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計		
	利益剰余金 合 計				
当期首残高	3,706,868	△1,078,880	3,476,312	2,358	3,478,670
当期変動額					
剰余金の配当	△469,664		△469,664		△469,664
当期純利益	333,863		333,863		333,863
新株予約権の行使		44,086	45,290		45,290
自己株式の取得		△1	△1		△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△96	△96
当期変動額合計	△135,801	44,084	△90,512	△96	△90,608
当期末残高	3,571,067	△1,034,795	3,385,800	2,261	3,388,061

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社イノベーションホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 昌 紀

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 純 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イノベーションホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イノベーションホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の

職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社イノベーションホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 田 昌 紀

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木 村 純 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イノベーションホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月14日

株式会社イノベーションホールディングス 監査等委員会

監査等委員 川 原 誠

監査等委員 青 山 理 恵

監査等委員 玉 伊 吹

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、経営基盤の強化や将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき、今後の事業展開、財務体質等を総合的に勘案して、以下のとおり第20期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金34円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は571,558,360円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月18日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の内容は、任意の諮問機関である、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会において承認されたものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者を当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	原 康 雄 (1964年12月25日)	2005年11月 (株)レインズインターナショナル 入社 旧(株)テンポリノバージョン出向 2008年5月 当社取締役営業部長 2009年10月 当社取締役WEB営業部・企画 営業部管掌兼WEB営業部長 2010年1月 当社取締役開業支援営業部管掌 2011年6月 当社代表取締役社長兼開業支援 営業部長 2015年10月 当社代表取締役社長（現任）	100,000株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	志村洋平 (1977年8月20日)	2001年4月 (株)レインズインターナショナル 入社 2005年4月 旧(株)テンポイノベーション取締 役 2007年11月 当社取締役管理部長 2011年6月 当社常務取締役管理部管掌兼管 理部長 2016年6月 当社常務取締役経営管理部管掌 2019年4月 当社専務取締役経営管理部管掌 2023年10月 当社専務取締役経営管理本部管 掌兼経営管理本部長 (現任) 2024年2月 (株)セーフティイノベーション 取締役 (現任) 2024年2月 (株)アセットイノベーション取締 役 (現任) 2024年2月 (株)テンポイノベーション分割準 備会社 (現(株)テンポイノベーシ ョン) 取締役 (現任)	254,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
3	とう じょう たか まき 東 城 学 将 (1980年5月10日)	2008年7月 (株)テレウェイヴリンクス入社 当社出向 2008年10月 当社転籍 2015年10月 当社営業部長 2016年6月 当社取締役営業部・営業推進部 管掌 2019年4月 当社常務取締役営業部・物件管 理部管掌 2019年6月 当社常務取締役店舗転貸借事業 統括本部管掌兼店舗転貸借事業 統括本部長 2024年2月 (株)セーフティイノベーション 代表取締役(現任) 2024年4月 当社常務取締役(現任)	16,500株
4	きた ざわ まなぶ 北 澤 学 (1981年1月25日)	2005年7月 (株)レイنزインターナショナル 入社 旧(株)テンポリノベーション出向 2008年1月 当社出向 2008年5月 (株)テレウェイヴリンクス入社 当社出向 2008年10月 当社転籍 2009年10月 当社企画営業部長 2010年1月 当社開業支援営業部長 2017年6月 当社取締役営業企画室長 2024年2月 (株)アセットイノベーション代表 取締役(現任) 2024年10月 当社取締役(現任)	27,200株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5	近藤 裕二 (1981年10月2日)	2009年2月 当社入社 2014年8月 当社営業部次長 2018年4月 当社営業部長 2019年6月 当社取締役店舗転貸借第二本部長 2022年10月 当社取締役店舗転貸借事業統括本部営業本部長 2024年2月 (株)テンポイノベーション分割準備会社(現(株)テンポイノベーション)代表取締役(現任) 2024年4月 当社取締役店舗転貸借事業統括本部管掌兼店舗転貸借事業統括本部長 2024年10月 当社取締役(現任)	34,400株
6	前田 有幾 (1985年5月20日)	2011年4月 いすゞ自動車(株)入社 2015年4月 (株)クロップス入社 2018年6月 同社取締役 2019年4月 同社常務取締役 2019年6月 当社取締役(現任) 2021年4月 (株)クロップス代表取締役社長 2022年6月 同社代表取締役社長執行役員(現任)	—

- (注) 1. 前田有幾氏は、当社の親会社である株式会社クロップスの代表取締役社長執行役員であり、同社は当社の特定関係事業者に該当いたします。
2. その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者の選任理由は次の通りであります。
- (1) 原康雄氏につきましては、事業全般及び経営全般における卓越した見識・実績に加え、経験を通じ培った経営手腕により当社の事業を大きく成長させた実績があり、今後も引き続き当社グループ全体の企業価値向上に資する経営を行うことができると判断し、引き続き取締役候補者となりました。
 - (2) 志村洋平氏につきましては、管理部門における豊富な経験と実績に加え、事業用不動産についての高い見識及び経営全般に関する知見を有しており、現在は専務取締役として経営管理本部を管掌し、経営にあたっております。これらの経験や見識を取締役会における意思決定に活かすべく、引き続き取締役候補者となりました。
 - (3) 東城学将氏につきましては、当社入社以来、主に営業部門の業務に従事し、現在は常務取締役を担うとともに当社グループの家賃保証事業を牽引しております。営業部門における豊富な経験と実績に加え、店舗を中心とした事業用不動産に対する見識と経営全般に関する知見を有しており、取

締役会の意思決定に資することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。

- (4) 北澤学氏につきましては、当社入社以来、主に営業部門の業務に従事し、現在は取締役として当社グループの不動産売買事業を牽引しております。営業部門における豊富な経験と実績に加え、店舗を中心とした事業用不動産に対する見識と経営全般に関する知見を有しており、取締役会の意思決定に資することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。
 - (5) 近藤裕二氏につきましては、当社入社以来、主に営業部門の業務に従事し、現在は取締役として当社グループの店舗転貸借事業を牽引しております。営業部門における豊富な経験と実績に加え、店舗を中心とした事業用不動産に対する見識と経営全般に関する知見を有しており、取締役会の意思決定に資することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。
 - (6) 前田有幾氏につきましては、現在、当社親会社の代表取締役社長執行役員を務めており、経営全般に関する高度な知見を有し、当社の経営基盤の強化および企業価値の向上に向け、取締役会の意思決定に資することが期待できるため、引き続き取締役候補者となりました。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容は事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者の再任が承認されずと、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2025年6月17日開催の第19期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された長島康隆氏より、本株主総会の開始の時をもって補欠の監査等委員である取締役を辞退したい旨の申出がありましたので、あらためて法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役として、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会の決定により1名の選任をお願いするものであります。

本選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
ひびのじゅんいち 日比野 淳一 (1976年3月19日)	2015年3月 当社入社 当社管理部財務経理課長 2015年10月 当社経営管理部財務経理課長 2017年2月 当社経営管理部財務経理課長兼人事総務課長 2017年8月 当社経営管理部総務課長 2023年10月 当社経営管理部総務法務部総務課長 2024年4月 当社経営管理本部総務法務部次長（現任）	20,978株

- (注) 1. 日比野淳一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 日比野淳一氏は、当社従業員であります。
3. 日比野淳一氏の所有する当社株式の数は、従業員持株会を通じての保有分（1株未満切捨て）を含めた、2026年3月31日現在の状況を記載しております。
4. 日比野淳一氏を補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由は、当社の経営管理業務における経験や監査等委員会との連携における実績から、監査等委員である取締役に欠員を生じる不測の事態での就任について、その職務を適切に遂行されるものと判断したためであります。
5. 日比野淳一氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、その内容は事業報告の「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。日比野淳一氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとな

ります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 株主総会ご承認後の取締役会のスキルマトリックス [予定]

氏名	当社における 地位	専門性					
		企業経営	財務・ 会計	法務・コン プライア ンス	営業	マーケティ ング	業界知識
原 康雄	代表取締役 社長	○			○	○	○
志村 洋平	専務取締役	○	○	○			○
東城 学将	常務取締役	○			○	○	○
北澤 学	取締役	○			○		○
近藤 裕二	取締役	○			○		○
前田 有幾	取締役	○			○		
川原 誠	社外取締役 監査等委員	○					
青山 理恵	社外取締役 監査等委員		○				
玉 伊吹	社外取締役 監査等委員			○			

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目24番55号
NEWoMan Shinjuku 5階 「LUMINE 0 (ルミネゼロ)」
TEL 03-3352-1146



交通 JR新宿駅ミライナタワー改札 直結
都営新宿線・都営大江戸線・京王新線新宿駅より 徒歩約5分
東京メトロ副都心線新宿三丁目駅より 徒歩約3分

株主の皆さまの
声をお聞かせください

当社は、株主の皆さまの声をお聞かせいただくため、アンケートを実施いたします。
お手数ですが、アンケートへのご協力をお願いいたします。

下記URLにアクセスいただき、アクセスキー入力後に表示される
アンケートサイトにてご回答ください。

<https://koekiku.jp>

ご回答いただいた方の中から抽選で薄給を進呈させていただきます。

本アンケートは、株式会社プロネクサスの提供する「コエキク」サービスにより実施いたします。
アンケートのお問い合わせ「コエキク事務局」 koekiku@pronexus.co.jp

スマートフォンからカメラ機能でQRコードを読み取り

※QRコードは株式会社プロネクサスの登録商標です。